

令和6年度 行政監査（テーマ監査） 結果報告書

令和7年3月28日

静岡市監査委員
同
同
同

遠 藤 正 方
白 鳥 三和子
寺 澤 潤
稻 葉 寛 之

目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	5
第 5	監査の主な実施内容	5
第 6	監査の実施場所及び日程	5
第 7	監査の結果等	6
1	監査の結果	8
2	その他必要と認める事項	9

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

1 監査の名称

令和6年度行政監査（テーマ監査）

2 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項

第3 監査の対象

1 監査のテーマ

「単独随意契約の理由について」

2 選定の理由

地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則とされており、その例外として、地方自治法第234条第2項において、「政令で定める場合に該当するときに限り」随意契約によることができると規定されている。

随意契約は、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法であり、特に単独随意契約は、相手を1者に特定して行う契約方法であることから、透明性及び公正性を確保することが求められる。

しかし、近年の定期監査において、単独随意契約の理由に係る不備が見受けられることに加えて、昨年度の「委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）」をテーマとした包括外部監査においても、単独随意契約の理由に関する指摘がなされており、また、随意契約に係る具体的な指針やガイドライン等の策定を検討することを望む旨の監査意見があったところである。

そこで、適正な契約事務の執行に資するため、本市が締結した単独随意契約を対象に、その理由が適切なものとなっているかについて監査を実施することとした。

3 監査対象とした所属及び業務

（1）監査対象所属

ア 令和6年度又は令和5年度に単独随意契約を締結した所属（90所属）

イ 財政局財政部契約課

(2) 対象とした業務

局等の名称	部名等	所属名	業務名	
危機管理局		危機管理課	デジタル移動通信系防災無線保守点検業務	
			同報無線（葵区・駿河区・清水区の一部）保守点検業務	
			清水港海岸陸間（三保1）操作管理業務	
総務局	市長公室	広報課	市政PR広告（コミュニティFM放送・清水区）業務	
			シティプロモーションイラスト管理・デザイン加工業務	
		職員厚生課	職員定期健康診断業務その3	
総合政策局		企画課	静岡市移住相談業務	
		DX推進課	静岡市SSIDセンサーによる人流データ分析・活用実証業務	※
			地域イントラネット光ケーブル（共同収容部分）修繕業務	
			インターネット保守運用支援業務	
財政局	財政部	財政課	企業版ふるさと納税マッチング支援等業務（その3）	※
		管財課	清水庁舎空気調和設備保守点検業務	
			静岡庁舎一般廃棄物収集・運搬業務	
		公営競技事務所	静岡競輪場選手宿舎等管理運営業務	
	税務部	固定資産税課	固定資産税等納税通知書作成等業務	※
市民局		男女共同参画・人権政策課	スポーツ組織と連携した人権啓発業務	
		井川支所	井川湖渡船運航管理業務	
葵区役所		戸籍住民課	マイナンバーカード交付臨時窓口設営業務	※
清水区役所		地域総務課	非接触型謎解きゲーム企画・運営業務	※
観光交流文化局		観光政策課	駿府浪漫バス運行業務	
			静岡市坐漁荘記念館管理運営業務	
		国際交流課	静岡市多文化共生総合相談センター運営業務	
		歴史文化課	駿府城跡天守台発掘調査見学施設運営業務	
			三保松原文化創造センター観光案内等業務	
			三保松原マツ材線虫病対策業務	
		まちは劇場推進課	市民参加型舞台公演事業実施業務	
		文化振興課	文化活動振興事業実施業務	
		スポーツ振興課	静岡市民大会等開催業務	
		スポーツ交流課	ホームタウンチームホームゲーム活用業務	※
		日本平動物園	日本平動物園自家用電気工作物保安管理業務	

環境局	環境保全課		公共用水域（海域）水質調査業務	
	ごみ減量推進課		容器包装廃棄物再商品化業務	
	廃棄物対策課		し尿貯溜槽し尿抜き取り運搬業務	
	収集業務課	家庭ごみ収集運搬業務（清水区C地域）		
		びん回収業務		
	廃棄物処理課	静岡衛生センター南部中継所 し尿運搬業務		
		静岡衛生センター し尿処理施設維持管理業務		
保健福祉長 寿局	地域包括ケア・誰もが活躍推 進本部		生涯活躍のまち静岡葵おまち地区地域コンシ ェルジュ事業企画運営業務	
	健康福祉部	福祉総務課	成年後見制度利用推進業務	
		健康づくり推進課	健康増進法に基づく歯周病検診業務（葵区・駿 河区）	
			静岡市静岡医師会がん検診等取りまとめ業務	
		障害福祉企画課	障害者相談支援推進業務	
		高齢者福祉課	静岡市ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整 備事業（その1）	
		保険年金管理課	井川診療所在宅酸素療法医療機器貸借業務	
	保健衛生医 療部	保健衛生医療課	清水地域の受療行動予測分析業務	※
		動物愛護センター	静岡市動物愛護センター動物火葬及び抑留棟 管理等業務	
		保健所	保健所総務課	静岡市難病相談支援センター運営業務
			精神保健福祉課	静岡市精神障害者地域生活支援事業業務
	清水病院	病院経営企画課	静岡市立清水病院経営改善実行支援業務	
			静岡市立清水病院中央材料室業務	
			静岡市立清水病院臨床検査業務	
		医事課	清水病院D P C運用支援業務	
子ども未来局	子ども未来課		静岡市地域子育て支援拠点事業運営業務（その 10）	
	青少年育成課		静岡市24時間子ども若者電話相談業務	
	こども園課		静岡市清水病児・病後児保育室運営業務	
	子ども家庭課		先天性代謝異常等検査業務	
	児童相談所		大学等進学継続支援業務	※
経済局	商工部	産業政策課	静岡市景況調査・静岡市市民経済計算（速報） 作成業務	
		産業振興課	駿府楽市「特産品展示コーナー」管理運営業務	
		商業労政課	地元就職・U I J ターン就職促進業務	
		中央卸売市場	中央卸売市場自家用電気工作物保安管理業務	
	海洋文化都 市推進部	B X 推進課	日の出地区オブジェ等構造物移設業務委託	※
	農林水産部	農業政策課	フランスにおける「静岡市のお茶」販路開拓プ	

			ラットフォーム構築業務	
		農地整備課	大原地区外 2 農業集落排水処理施設浄化槽等保守業務	
		森林政策課	林道東俣線ゲート管理業務	
		水産振興課	用宗漁港海岸養浜業務	※
		中山間地振興課	リバウエル井川外 2 管理運営業務	
			静岡市清沢ふるさと交流施設管理運営業務	
都市局	都市計画部	都市計画課	静岡都心地区まちなか再生事業推進業務	※
		景観まちづくり課	本通四丁目常盤町二丁目 2 号線交通実態分析業務	※
		交通政策課	両河内線（宍原系統）自主運行バス運行業務	
		開発審査課	土地取引規制基礎調査等業務	※
		緑地政策課	静岡市みどりの基本計画改定業務	※
		公園建設管理課	日本平公園基本計画改定基礎調査等業務	※
		都市計画事務所	秋葉山公園管理業務	
	建築部	建築安全推進課	狭あい道路拡幅整備事業境界確定協議等業務	
建設局	土木部	建設政策課	静岡市公共用地に係る嘱託登記等業務	
		技術政策課	静岡市建設資材単価作成業務その 1	
		土木管理課	境界確定補助業務	
		土木事務所		
		河川課	安倍川静岡市内陸閘点検操作業務	
	道路部	道路計画課	「道の駅」宇津ノ谷峠管理業務	
		葵南道路整備課	弥勒安倍川堤線外 12 除草業務	
		葵北道路整備課	下与左衛門新田安倍口新田堤線外 3 除草業務	
		駿河道路整備課	南安倍町中島安倍川左岸堤線外 5 除草業務	
		清水道路整備課	（主）静岡清水線（鳥坂）道路施設修繕	※
消防局	消防部	消防総務課	消防職員健康診断業務	
	警防部	警防課	消防ヘリコプターテレビ電送装置保守点検委託業務	
			消防ヘリコプター可視・赤外防振カメラ保守点検委託業務	
			消防ヘリコプター運航支援情報使用業務	
		指令課	位置情報通知システム情報使用業務	
上下水道局	経営管理部	お客様サービス課	水道メーター検定満期取替等業務（葵区・駿河区）	
	水道部	水道計画課	（仮称）新中町配水池築造に伴う既設管調査業務	※
		水道建設・維持課	鉛製給水管更新修繕（葵区・駿河区）	
		水道施設課	清水谷津浄水場外 49 施設自家用電気工作物保安管理業務	
			水源涵養林養育業務	

	下水道部	水道事務所	鉛製給水管更新修繕（清水区）	※
		下水道計画課	静岡市公共下水道汚泥処理手法の検討業務に関する協定	
		下水道維持課	下水道管路施設内汚泥収集運搬その５業務	
		下水道施設課	中島浄化センター外４施設受変電設備点検業務 高松浄化センター外３施設沈砂・しさを収集運搬・処分業務	
教育委員会事務局教育局		教育総務課	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家食堂等業務	
		教職員課	静岡市立学校教職員生活習慣病健診業務（葵区・駿河区西部）	
		教育施設課	学校自家用電気工作物保安全管理業務	
			学校外特殊建築物等（建築設備）定期点検業務	
		児童生徒支援課	児童生徒心電図検査業務（葵区・駿河区）	
		学校給食課	東部・由比学校給食センター学校給食配送等業務	
		教育センター	静岡市立清水小学校水泳授業指導支援業務	
		静岡市立高等学校	市立高等学校教育用情報機器保守業務	

※ 令和５年度に締結した単独随意契約

第４ 監査の着眼点

- 単独随意契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項各号（地方公営企業会計にあっては地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第１項各号）の要件に該当しているか。
- 単独随意契約とした理由は適切なものとなっているか。
- 同一の相手方との契約が長期間継続している場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。
- 単独随意契約とする場合の事務処理は適正に行われているか。

第５ 監査の主な実施内容

監査委員事務局職員による帳簿簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

第６ 監査の実施場所及び日程

- 実施場所
監査委員事務局執務室
- 日程

令和6年9月20日から令和7年3月28日まで

第7 監査の結果等

1 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

（1）監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（2）監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項はなかった。

（3）2件の業務意見があった。

2 その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

3件の指導事項があった。

監査の結果の詳細は、後述のとおりである。

用語説明

① 指摘事項

合规性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性（Economy）・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性（Efficiency）・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性（Effectiveness）・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

③ 業務意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号） （抄）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

- 2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第3項から第8項まで 略

- 9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号） （抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第1号 略

- （2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

注）本文中で引用している法令、例規等の名称や条文は、改正の時期によって、その改正内容が反映されていない場合があります。

監査の結果等

1 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、2件の業務意見があった。

【業務意見】

① 単独随意契約の理由の明確化について

今回の監査においては、単独随意契約の理由として認められないものではなく、指摘事項はなかったが、単独随意契約の理由として「精通し、迅速かつ的確に業務を実施することができる」、「長年にわたる実績があり」など、その1者にしか業務履行ができない理由が具体的でないものが見受けられた。

単独随意契約の理由が具体的でないものについては、上記のように表現が抽象的であるため、契約相手方以外では業務を実施できないことの説明が不十分であるものや、契約相手方が有している能力や人員等についての説明がないまま業務を実施できるのは当該契約相手方のみとしているものがあった。

地方公共団体の契約は地方自治法の規定により一般競争入札によることが原則とされており、随意契約は地方自治法施行令で規定する要件に該当する場合に限り認められる契約方法であるが、特に相手を1者に特定して行う契約方法である単独随意契約については、透明性及び公正性を確保することが求められる。そして、単独随意契約の理由は公表するとされていることから、市民への説明責任を果たすためにも、その理由を具体的に記載するとともに、他に業務の履行ができる者がいないかの検討を毎年度業務発注前に行うことで、単独随意契約理由の妥当性が継続的に検証され、適切な選定が行われることが望まれる。

また、単独随意契約の理由については、上記のほかにも、過年度に行った分析などの成果を基に、計画の策定等までのそれぞれを単年度契約で実施している業務について、「継続的に業務遂行することが不可欠」、「過年度業務を受注し」など、業務の継続性や過年度受託業者であることを単独随意契約の理由としているものが見受けられ、複数年度にわたる一連の業務を単年度ごと実施し、前年度に実施した業務の特殊性から結果として次年度業務においても同一の者を契約相手方としているものがあった。

契約事務に係る業務統括課である契約課が内部統制機能強化の取組の一環として実施した委託契約事務に関するモニタリング調査の結果報告書（令和6年11月1日）によれば、前年度の受注業者を契約相手方とする場合において、同一業者による長期間の履行が必要

ならば、債務負担行為や長期継続契約によって複数年度の契約とすべきとされていることから、複数年にわたって一連の業務が行われる場合は、債務負担行為を設定するなどの検討が十分に行われることが望まれる。

② 単独随意契約継続時の確認について

今回監査の対象とした業務には、本市の外郭団体（地方独立行政法人を除いた基本財産の25%以上を市が出資している12団体をいう。）や、施設の管理運営を行うために設立された団体を契約相手方として長期間にわたり単独随意契約を行っているものがあり、監査を実施するに当たり提出を求めた書類の記載からは、外郭団体については市の政策や取組を共に推進するパートナーであることなどを、施設の管理運営を行うために設立された団体については施設を設置した当初には設置目的を達成できる事業者がいなかったことなどを理由に、単独随意契約を継続するに当たって他に業務の履行ができる者がいないかの確認や検討を行っていない状況が見受けられた。

静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針（平成29年3月策定、令和2年6月改訂）によれば、「市と外郭団体とは、市の政策を始めとする市民の福祉の増進に資する取組を共に推進するパートナーである。」との視点から、外郭団体の役割を具体化する主な手法の一つとして、「業務の委託先としての活用」が挙げられている。しかし、このような外郭団体や施設の管理運営を行うために設立された団体を業務の相手方として選定する場合であっても、単独随意契約はあくまで例外的な契約方法であることに留意し、社会情勢の変化に対応できるよう、単に前例を踏襲するのではなく、事業者の参入状況等についての的確に情報収集を行うとともに、競争性を採り入れた契約方法の可能性についての検討がなされることが望まれる。

2 その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。